

協同労働の協同組合法(仮名称、以下、「法」) を求めて

島村 博(協同労働法制化市民会議事務局)

2005年6月23日、「社会的企業」研究会

はじめに

筆者は、標記のタイトルで、「協同労働の協同組合法を求める市民会議」(以下、市民会議)の要求内容、法制化の現状について、インターインスティテュートの研究会である「社会的企業」研究会で報告を求められた。

当日提出したレジユメを基礎として、報告内容をご紹介しますことにする。

・市民会議の要求とその意義

1. 生計手段をもたない人々が零細な資本を持ち寄り起業し、労働に従事し、かつ、協同組合として事業を運営し、剰余の一部を、志を同じくする人々の起業・就労を支援するために積み立て・運用する。利用のみの組合員、出資のみの組合員も予定する。
2. 必要な仕組みとして標記の「法」の法制化を求める。既存の法の改定では目的達成不能
3. 政策的効果の社会化・制度上の欠缺の除去・事業法人が担保する公共性の制度化

注)

- 1) 協同労働の協同組合は、他の全ての協同組合法人、非営利法人とは異なり、生業の

手段をそれ自体としてもたない人々が創るものであるという点で、異なる。つまり、事業者の相互連帯の仕組みとしての農協・漁協・森組とも異なり、また、他に所得を得る機会のある消費者として連帯する生協とも異なる。

- 2) 「資本を持ち寄り」、ということは、出資を義務として組合員に課すということの意味する。任意に拠出することが予定される、ということではない。出資は、しかし、共益権を行使する権原の取得として意味づけられ、無限責任を排去する限りで組合員を団体財産の共有者と為すものではない。
- 3) 「労働に従事し」、ということは、就労する者が基幹的組合員となるということの意味する。しかし、これは、利用するだけの組合員、出資だけを行なう組合員を排除するということを意味しない。これは、任意加入の制限、及び、1人1票という組合基準を充たしつつも、独特なガバナンス構造をとることを予定させる。
- 4) 「協同組合として事業を運営し」、といっても、既存の協同組合法が歴史的に成立した経緯に照らし、無批判にそれらを前提として理解する立場をとるものではない。端的に言えば、「組合員への最大奉仕」

原則を、社会連帯を損なう方向で自立化させてはならず、組合員主権を保障する仕組として構想する。この組合では、それは、機関決定又は多数決原理の濫用を規制する「組合員の固有権」を軸にして構想される。

- 5) 「剰余の一部を・・・運用する」という制度は、既存の協同組合法の仕組として装着されてはいない。しかし、われわれは、協同組合を組合員関係内部の仕組としてではなく、人々が社会的に連帯する仕組として発想し、構想する。したがって、われわれが求める法制化運動は、社会のあり方、つまり人と人との本来的な社会関係に埋めこまれた団体の法認を求めるものなのである。

I. 「法」の骨格

労協法案 原則、基準を抽出 上向的に基本的箇条を「要綱案」に展開

- ・4つの要件プラス4つの効果(効果の第3は非課税要求を受け入れうる実定法的根拠*)

要件 目的要件 組織要件 組合員要件
社会的要件(剰余金の積み立て・処分秩序)

効果 認証設立 組合の社会的責任の確保 地域内協同の保障 事業の公共性の担保

(*) 政府税調 21世紀戦略(H.12報告) 租税法の廃止=equal footing論 別の手立てを要す

新たに検討を深めるべき点(私案)

- ・組合員制度及びそれに基づく統治制度 複合組合員制度の充実の方向で

- ・decent workの指標中の第2、第3に照らした組合員の法的地位問題
- ・連合会を法人法に基づかせる要否 公共性の担保の観点で
- ・不分割積立金の社会的運用の担保 連合会のあり方と関連させて

注

- 1) 1998年に日本労働者協同組合連合会の総会で採択された「労働者協同組合法案」の骨格を抽出し、それを基礎として肉付けされたものが要綱案である。よって、「法案」を分析し、基本的要件を検出し、その要件を上向的に展開し構造としたものが「要綱案」である。

- 2) 要件は、以下である。

- ・自発的な仕事おこしを協同労働により実現すること
- ・働く意思のある人々が、共同で出資し、共に労働し、経営する(協同労働の概念規定でもある)
- ・組合員は、働く人々からなり、働く人々が組合員となる。同時に、目的に賛同し出資をする人々も、組合からサービスを受ける利用者も組合員となる。
- ・剰余を起業支援、教育、地域社会の福祉を担う事業のために積み立てる。

- 3) 効果については、整理しなおす必要を痛感する。法人の種別と税法とを機械的に関連付けることはできないからである。とくに、「要綱案」の骨子の第七に掲げた「租税特別措置法」に関する記述は削除が適当と考える。

また、その第九に掲げた「事業の公共性を保障する制度への組合員の関与」は、「組合員の固有権」の観点からその内容を意味づけ返す必要を痛感する。

- 4) 「新たに検討を深めるべき点」とは、「要

綱案」の根幹の思想に触れるものではないが、多様な連合の形式の余地、公共性の担保といった観点から見直すための論点のこと。全国組織は、現在の協同組合法では、当該根拠にのみ基づいて設立することが許されるが、別の発想があっても良いという観測に立つ。理念型としては財団形式の全国連合会というものも視野に納められる。

II. 法制化運動の目的

法意識の形成と社会的普及、立法化。立法化による「形成」と「普及」の促進。

注

法制化運動は、立法要求運動に局限されるものではない。その主旨は、運動の中で、同時に、自らの仕事おこしを通じ、協同の思想を社会に発信し、他の社会分野においてもこの協同及びそのあり方を問うことにより、人々が生き、暮らしやすい社会の仕組みを構想、再設計する機縁を醸成することにある。

協同組合セクター論的な発想とつながる筆者は、こういった論理には与するものではない。側面はあるだろうが、セクターの如何を問わず労働の本来の姿を復権し、地域社会の人間の再生を目指すものであり、セクター間の価値的差別を前提とし他のセクターを事業構造的に併呑する運動ではない。

III. 「法」の構想、批判的検討に当たった基本的スタンス

1. **協同組合の法人法**は、社団性と組合性とを兼ね備えるものでなければならない。しかし、これは、世界的水準で、理論的にも、実践的にも解答が与えられていない。

第13世紀に、カノン法学において提起された社団 組合の識別に基づく団体論がそのままに踏襲されている。

協同組合を Gesellschaft + Gemeinschaft の混合物とするテンニースによる把握は一つの示唆を与えるものであるが、後者はスピリッツの次元で受け止められているに止まる。

actio pro socio(組合訴権), **affectio societatis(組合意思)**, **intuitus personae(人格的処遇)** といった観念の再導入と接合

2. **歴史的に成立している法人法**は、団体自身を財産権の主体として意義づけることを中心とし、その他に団体人格権(名称保護権ほか)を付随的に付け加えるにすぎない。

これは、社会団体を事業の側面からのみ把握し、故に私法の圏内においてのみ団体を秩序付けるに止まり、その政治的、経済的、文化的支配力の規制という観点をもたない。

3. **現行の協同組合法の基底にある所有秩序(憲第29条)**は、所有権に対する公共的規制というワイマル憲法(153-156条)以降の現代的な所有秩序を整齊する観念が欠落している。

この歴史的限界の枠内に止まる団体立法の一つとして現行協同組合法があり、その下で再生産されている法意識・協同組合観念に対し、我われは肯定的な立場をとらない。

**新自由主義の攻勢に対抗できない所有
秩序・規定を現代化する必要
団体財産の社会的・公共的規制を協
同組合水準で入れ込む必要**

4. 特殊に協同組合法に関しては、占領軍当局が主導したアングロ・アメリカ的バイアスのかかった「最大奉仕」原則という組合組合員関係における取引で完結する仕組みとなっている(04、協同組合学会秋季大会報告)。

「会社=株主のアソシエーション」、そのアナロジーとしての「協同組合=組合員のアソシエーション」。他者は組合にとって事業上の政策的ターゲットだが組合の彼方の存在。

(3.4. の帰結) 非組合員就労者の管理・経営への参加の回路は完全に封じられている。

社会団体を個人的人格形成・実現の手段として捉える必要

IV. 諸課題 立法化要求の早期の決着を目指しつつ

法意識の形成と普及に関連して

ILO 新勧告の普及、既存の協同組合に対する改革提言

「協同労働の協同組合」の事例普及活動と、この種の創業の支援、連帯

H.12 年版政府税調戦略、「有」会議の報告への批判的対応

既存の協同組合で働く労働者、他法人企業の労働者との社会的連帯 鍵 decent work

連帯を求め、「社会化」以前の憲法・民商法の基本構造の根本的転換も独自の課題

として追及しつつ、社会団体の新しい立法構想を提言すること(慎重さ、細心さを要する)

「法」案内容の充実の観点から

わが国の運動、経験の中から有効と認められ、かつ、社会的意義を有しうると考えられる仕組みを、既存の協同組合法の規定に照らし、新しい協同組合法の構想の中に生かす。

外国法を含め、団体法はそれぞれの法体制、国家体制、経済体制及びその思想の中にビルト・インされ、その中でしか存立し得ない。特に憲・民・商・訴・税の諸法で規定される所有の法的秩序との関連で外国の仕組みを意味づけ、評価する見地を事例紹介に貫く。

ロビー活動の展望

基本線 超党派の議員立法を追及する。公益法人制度改革では協同労働は保障されない。

行動環境 「有」提案の「非営利法人法」制度に対する本格的対案としての意義がある。

補説 拙考「協同労働の協同組合」における固有権(1)よりの抜粋

協同の発見、第154号(2005.05)所収

- 「有」報告 拋出型一般非営利法人を導入する半面で出資=営利団体の根幹として把握
- 一般非営利法人は**受益する構成員を予定しないアンシュタルト(的団体)**であり、協同組合が創設される基本的な型としてのコルポラツィオン(社団)の仕組みはそこにはない。
- アンシュタルトでは主体は団体そのもの

で、構成員は団体目的の管理人・執行者(原則非課税という論拠を支えるのは、受益する者が非営利団体にはいない、という考えに通底)

社団では構成員が主体、しかし、連帯した組合員による相互扶助組織には組合型が加味

- ・アンシュタルト(「施設」)で非営利性は担保されるが、この型では、生業の手段を持たない者が協同労働を実現してゆくことができない。

c. 非営利と営利

今、政府行革推進本部の下で公益法人改革が進められているが、すでに大詰めを迎えている。「改革」有識者会議の自民党税調宛最終報告書は、一般的非営利法人というジャンルにおいて協同組合法人を位置づけていない。それは、公益法人、特定非営利活動法人、中間法人の一本化という当初の目的より了解できる。しかし社員が「**出資義務を負わない**」ことを**非営利基準**の一つとして打ち出した。非営利法人として処遇されてきた協同組合では当然の前提となる「出資」は、ここでは、明確に営利法人の4種のメルクマール中において必須の契機として意味づけられたことになる。

有識者会議の報告では、非営利法人と営利法人を区別するにおいて、「社員の権利・義務の内容」として、「ア」出資義務を負わない、「イ」利益分配請求権を有しない、「ウ」残余財産請求権を有しない、「エ」法人財産に対する持分を有しないこととし、「営利法人制度の区別を明確にする」と言う。

出資義務の存否に営利・非営利基準の一つを求めるのであれば、一見して、既存の協同組合はすべて営利法人範疇に転封を命じ

られることになる。後に触れるが、出資は、近代ドイツの社団法で当初から意義づけられ、非営利・営利の境界を為すものではない(*)。

現行協同組合法では、イ)及びウ)は組合員の権利として保障されているわけではなく、組合は管理の章において割戻しとして「剰余を配当することができる」、解散及び清算手続きとして「残余財産を分配することができる」というにすぎない。エ)持分は共益権及び組合財産に対する財産権の二面からなるが、財産権としての持分保障は農協等の生産者の協同組合又は元々は事業者の協同組合である企業組合 就労機会の自発的創出の道具に位置づけ返された先般の改正に伴うこの構造の壊変は著しい。しかし、この種の目的にそった活用は進んでいない模様であり、「事業者」の組合という評価は変更するには未だ及ばない で認められるに止まる。

市民型の協同組合つまり生協では、財産権としての持分が認められているわけではない。生協の解散に伴う債務完済後の残余財産の配分にかかわって恰も諸規定の背後に潜んでいた「持分権」が突如として出現するかのような印象がないではない。しかし、「清算人は・・・組合の財産を分配することができる」(第71条)と規定されるに止まる。つまり、立法者は清算人を名宛人として債務完済前の分配を禁止し、その処理後において出資金の返還請求に対し可能であれば「劣後債権」として処理することを許したに止まる。組合員の権利として分配請求権を規定したものであるとの解釈は成立しない。

そもそも出資金は、組合員からの組合の借入金ではない。会計処理上でもそうである。だから、破産したときに、出資金が当然にも

返還されるとか、裁判を起し出資金を組合に返還せよという判決をもらうことができるわけではない。出資金は、共同の目的を共同で実現するために組合に払い込まれ、払い込んだ組合員の支配を脱し組合そのものの独自財産となるものであって、組合自身の独自財産の処分は組合員の総意に基づくものとなる。よって、出資は、組合に対する組合員による貸しではないことを心しておくべきである。事実、破産に際する組合員の出資分の救済は劣後債権に止まる(釧路生協破産事件判決)。出資者自身が事業の当事者であり、その破産責任においてまず救済されるべきは客観的秩序の利益、つまり組合に対する債権者の利益だからである。

むろん、出資金は、脱退時に返還請求ができる。組合員の権利として掲げられている(農協法第23条、生協法第21条、中協法第20条、森林組合法第38条、水産業協同組合法第28条。ただし、生協以外は、持分の払い戻し)。しかし、これは厳密には債権性を有する権利ではなく、機能的には、協同組合における組合員の地位が自由に譲渡できない縛りの結果としての保証の現れであり、組合員の地位が貨殖の見地から自由譲渡性を認められる場合に消滅させられる規定である。むろん、組合員の地位又は持分がかかる処遇を受ける場合は、厳密な意義で協同組合の資本会社性を言いうる²。

さらに、イ)～エ)は「組合議準」でもない。しかし、ア)は生協法、中協法では組合員資格である。農協等生産者の組合の場合では定款で出資義務を課することができる(第13条)とする。これは、「組合員に出資をさせる」組合では出資義務は定款で課すことにする、つまり法定のものとしてではなく生産者の多様な利害に配慮しつつ団体自治

憲法である定款で定める、という意味である。これとの対比で「出資をさせない組合」(同第10条)も認められるが、その事業分野は「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付」(同第1項一)に限定され、これは例外に止まる。よって、出資義務は、常の姿となる。

こういう次第で、有識者会議が提示する上記4つのメルクマールで営利団体を認定しようとする、通常想定される営利法人に止まらない。ア)のメルクマールによるかぎり全ての協同組合が、エ)のそれに照らせば生協法人を除外しすべての協同組合が営利団体とみなされることになる。

追記 (*)BGB第58条(2)では、出資は営業を目的としない社団でも認められる。

(注)

- 1 公益法人制度改革に関する有識者会議「報告書」、2004年11月19日、<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/yushiki/index.html>
- 2 村上淳一は、かつて、1889年のドイツ協同組合法において組合員の有限責任制が導入されたことをもって「協同組合の資本団体化は法律上も確認された」との評価を与えたが、これは、有限責任=資本団体という前提にたつての理解に依拠するにすぎない。資本団体であることの最大の証は、貨殖の機会と社員の持分(株式)又は組合員の持分とが結合することにある。「ドイツの協同組合運動とギールケ」法協、第80巻第3号、366頁。現行のドイツ協同組合法は、無限責任、保証責任、有限責任の三つの責任形態を予定する。